

かがわ結婚応援パスポート事業情報発信業務委託仕様書

1 委託する業務名

かがわ結婚応援パスポート事業情報発信業務

2 業務の趣旨・目的

香川県（以下、「県」という。）では、人口が平成 11 年をピークに減少しており、出生数も減少傾向にあるため、急激に少子化が進行している。

未婚化・晩婚化の流れを変え、少子化の傾向を反転させるため、県が実施する「かがわ結婚応援パスポート事業」について、広告宣伝により、下記 4 記載のターゲットに対して P R し、利用を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 ターゲット

2024 年 4 月 1 日以降に結婚した県内の夫婦

※法律婚以外（事実婚やパートナーシップ宣誓）も含む。

5 業務内容

（1）Instagram ストーリーズ動画を用いたターゲティング広告

県が提供する Instagram ストーリーズ動画（2 種類）（以下「県提供ストーリーズ動画」という。）について、最適な Instagram 広告マネージャー・掲載期間・表示回数等を提案し、ターゲティング広告を実施すること。なお、県提供ストーリーズ動画は全種類活用すること。

なお、県提供ストーリーズ動画の詳細は次のとおり。

- ① 形式：MP 4
- ② アスペクト比：16:9
- ③ 時間：10 秒～15 秒程度
- ④ 参考イメージ：公式ホームページに掲載の紹介動画参照

<https://youtu.be/nYT3XKHnrmk?si=qk0Bkpyqupnkh16I>

（2）インフルエンサーを活用した情報発信

Instagram 上のインフルエンサーを起用し、SNS 上で情報発信を行う。

ア 基本事項

（ア）起用インフルエンサー：県内に住所を有し、ターゲット層に影響力のある者 2 名

（イ）投稿期間：令和 8 年 12 月～令和 9 年 2 月

（ウ）発信媒体：各インフルエンサーが保有する Instagram アカウント

イ インフルエンサーの選定及び連絡調整

(ア) インフルエンサーの選定

インフルエンサーの選定にあたっては、以下の条件を考慮し、ターゲット層に影響力のあ
る者を選定すること。

- ・ 県内の商業施設、飲食店（子連れ歓迎店舗等）、サービス店舗およびおでかけスポットに関
する情報を投稿し、ターゲット層への一定のリーチ力を有すること。
- ・ 過去に自治体や企業等で PR 実績があること。
- ・ 「かがわ結婚応援パスポート事業実施要綱（参考資料 1）」第 2 条第 1 号に規定する利用対
象者に該当する者を選定すること。ただし、リーチ力や過去 PR 実績等からより本業務に適
するインフルエンサーであると判断した場合、「第 3 子パスポート事業実施要綱（参考資料
2）」第 2 条第 1 号に規定する利用対象者または「みんなトクだね応援団事業実施要綱（参
考資料 3）」第 2 条第 2 号に規定する子育て家庭に該当する者も可とする。
- ・ 本業務の趣旨を理解し、適切な発信が期待できること。
- ・ 公序良俗に反する発信履歴がないこと。
- ・ 本業務の目的に照らして不適切な利害関係がないこと。

(イ) インフルエンサーへの依頼・連絡調整

選定したインフルエンサーに対し、本業務の目的、発信内容、投稿条件、スケジュール等
を説明し、投稿に係る依頼及び各種調整を行うこと。あわせて、以下の事項について適切に
対応すること。

- ・ 発信内容、投稿回数、投稿時期等の調整
- ・ 投稿に係る留意事項等の共有
- ・ 県の確認を要する事項がある場合の事前調整

(ウ) 投稿内容の要件

選定したインフルエンサーが保有するInstagramアカウントにおいて、次に掲げる内
容を投稿すること。

	内容	投稿回数	投稿形式
1	県提供ストーリーズ動画	月 1 回以上	ストーリーズ
2	かがわ結婚応援パスポート事業協賛店において、サー ビス・特典を実際に利用し、利用した感想や当事業の 紹介に関する内容。 当事業の利用対象者に該当しない場合は、第 3 子パス ポート事業協賛店におけるサービス・特典またはみんな トクだね応援団事業においてみんなトクだね応援団 が提供するおトクサービスを利用した感想も可とする が、かがわ結婚応援パスポート事業の紹介は必ず含め るものとする。	月 1 回以上	フィードまた はリール。 ストーリーズ への投稿は回 数に含めない が投稿は自由 とする。

- ・ 上記 2 の内容の投稿は県が運営するInstagramアカウント「香川県子ども政策推進局子
ども政策課（@kagawa_kodomoseisaku）」との共同投稿をすることとし、公開後の変更や削除
は県の承認を事前に得ること。

- ・上記２の内容を投稿する場合は、「PR」などの文言を挿入し、広告であることがわかる投稿とするとともに、県が指定するハッシュタグをつけること。また、県が指定するページへのリンクを掲載すること。
- ・上記２の内容の投稿に当たっては、投稿前に県で内容の確認を行うものとする。

エ その他

- ・インフルエンサーが利用する協賛店等やスケジュール等については、受託者が管理把握し、県と協議しながら円滑に業務を実施すること。
- ・利用店舗への予約、取材許可、投稿許諾等はインフルエンサー又は受託者が行うものとする。
- ・協賛店等の取材に係る経費（交通費、通信代等含む）は受託者が負担すること。

6 業務完了報告書の提出

業務完了後、令和９年３月３１日（水）までに以下の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。

- ① 実施したターゲティング広告記事の表示回数、クリック数、クリック率
- ② インフルエンサーを活用した情報発信において、各インフルエンサーが実施した情報発信業務の投稿実績（投稿日時、投稿内容等）
- ③ インフルエンサーの各投稿から県が指定するページへの遷移回数、遷移率、投稿の表示回数及び、それらの結果についての分析
- ④ 業務完了年月日および各種業務に要した期間・実施内容等
- ⑤ その他、本業務に関連するもので県が指示する内容等

7 留意事項

- （１）本業務を行うにあたり、利用や協賛はあくまでも自主的な判断によるものであることに留意し、店舗や顧客等へ特定の価値観の押し付けやハラスメントにつながることをないようにすること。
- （２）受託者決定後、協議内容により、採用された企画を一部変更することがある。
- （３）本業務実施に関する準備・設営・進行管理その他必要な業務は受託者の責任において行うこと。
- （４）本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- （５）映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きを取ること。
- （６）本業務に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- （７）本業務で知り得た個人及び企業等の情報は、他の用途として使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (8) 受託者は、本業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に再委託する場合、予め県と協議を行い、県が承認した場合のみ可能とする。
- (9) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (10) 委託料の支払いは、完了払とする。